

博物館活動における学芸員の教育実践の再考

—伊藤寿朗「地域博物館論」の実証的検討を通じて—

生島 美和*

はじめに

教育基本法、社会教育法の改正に続く形で、2008年、博物館法の一部改正が行われた。その動向を受け、また社会や利用者のニーズの変化への対応として、「博物館教育論」が新設され、「教育学概論」から「生涯学習概論」に変更された。この養成科目の推移には、これからの学芸員に求められる資質として「人々の知的関心に応える地域文化の中核的拠点づくりや人々の生涯学習の支援」が掲げられており、「生涯学習」や「博物館教育」といった実践が強調されてきていると言えよう¹⁾。しかしながら、学芸員の任務に関しては「資料の収集、整理・保管、調査・研究、展示・教育普及活動等の多様な博物館活動の推進のために重要な役割を果たす」というように博物館の機能を4つに分化させる従来の構図が継承されていることから、この機能のうちの一つである「展示・教育普及活動」の相対的な強調が図られていると捉えることができる。

一方、近年の地方分権下においては、市民参加・市民との協働による自治体運営が掲げられてきた。博物館についても市民の、展示や教育事業を目的とした来館だけでなく、共同調査や運営への参加の促進など、多様な実践が模索されてきている²⁾。このような動向からは、博物館が住民にとって主体的な学習活動を通じた社会参加のきっかけとなる場として機能し、また博物館はそのような住民との協働によって運営や活動が支えられていると見ることができる。

このような博物館のあり方について1970年代に先駆的に提唱された伊藤寿朗の「地域博物館論」³⁾は、社会教育学研究だけでなく博物館学においてもインパクト

* 人間総合科学研究科（教育学系） 準研究員

を与えている。特に金山喜昭は、野田市立郷土博物館の職員を経ながら伊藤の地域博物館論の実践化を試みており、博物館が注目したテーマの研究に端を発す博物館、住民、学校での事業の展開を紹介してきている⁴⁾。近年では野田市立郷土博物館・市民会館の運営について、金山を中心とするNPO 法人が指定管理者となり、「市民のキャリアデザインの拠点」として博物館の存在意義を明確化する実践が見られるとともに、NPO メンバーの地域自治の主体化が図られてきていることがうかがえる⁵⁾。しかしながらこれらの報告からは、金山自身の立場や働きかけについての考察が見られず、周辺の研究動向を見渡しても、博物館の専門的職員としての学芸員論やそれに基づく実践分析といった研究の深化が見られるとは言い難い。

博物館が包摂される社会教育施設とは、そこで営まれる一連の活動を通じて、地域社会、地域文化を創造する主体を形成し、かつその人々による民主的な地域運営の拠点となるべく設置され、専門的職員による学習支援・環境醸成の実施といった社会教育実践が期待される。本研究では、対社会との関係に基づく活動を行う博物館論を展開した伊藤寿朗の「地域博物館論」に立ち戻り実証的検討を行うことで、社会教育施設としての博物館の学芸員による教育実践の再考を行うことを目的とする。その方法としては、地域博物館論で唱えられた活動を具体化すると捉えられる博物館の傾向を検証した上で、その事例研究から、学芸員の教育実践の内実を検証する。それは、「展示・教育普及活動」の枠組みでは捉えられず不問に付されているが、博物館の現場では遂行されている実践、すなわち地域社会の動態に見られる学習活動の促進や活動展開を企図した学芸員の支援であり、それを博物館における「教育」の新たな分析視点として提起することにしたい。

1. 博物館学での「教育」言説の相対化と地域博物館論による拡張

周知の通り、「学芸員」は1951年に制定された博物館法により、博物館の専門的職員として規定された。学芸員の養成課程の施行に向けて編まれた『博物館学入門』において鶴田総一郎は、博物館を「人文および自然に関する資料（中略）を収集し、整理保管し、これを科学的に調査研究し、そこに潜む心理を明らかにし、その成果を広く一般に教育普及させることを目的とする社会教育機関⁶⁾」と説明

した。そしてこの目的を果たす博物館の機能を「資料の収集、整理・保管、調査・研究、展示・教育普及」と説明していることに起因して、博物館学がそれぞれについての技術・方法論を提示することで体系化されていると見ることができる。この命題において、博物館における「教育」は、「教育普及⁷⁾」と冠せられ、学芸員によって行われた資料の収集、整理・保存、調査研究⁸⁾の成果を展示に効果的に活かすための方法論、またそれを学習者と結びつける事業の開設例や教材の紹介がなされている。これを出発点とした博物館学は、1970年代以降に倉田公裕や加藤有次により、それぞれ博物館の理念を持ちつつも、「教育普及」を含む4つが博物館の機能が既存のものとなされ、それをどのように遂行するか、といった点から論じられていると見ることができる。

しかし、1951年に制定された博物館法第2条「博物館の定義」に立ち戻ると、「博物館」は「・・・資料を収集し、保管（省略）し、展示して教育的配慮のもとに一般公衆の利用に供」すること、そしてその「一般公衆」の「教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行う」ことが、「資料に関する調査研究」に先行する形で求められている。博物館法の母法である社会教育法の理念を受け、博物館の定義をこのように解釈することで導出される博物館論に、伊藤寿朗の地域博物館論がある。

地域博物館論は、1970年代から見られた実践動向をもとに提唱された。それは、地域社会で生活する市民の地域課題への取り組みに、博物館の機能を通して育み支えていくという理念のもと、博物館の学芸活動や運営について総体的に捉えて論じたものである。伊藤の地域博物館論は、目玉となるような資料を中心に据えた「観光型」、資料を通じた知識の涵養を行う「中央型」を相対に位置付けたうえで、市民の地域課題や生活課題、地域文化に、博物館の機能を通じて市民とともに応えていこうとする活動を行うものである。そして地域博物館の「教育」とは、客体としての受身の学習者から主体としての教育の担い手へと成長・転化していく、自分の力で自身の学習を発展させていく「自己教育への過程」を促し、保証していくこと⁹⁾、言い換えれば「市民が自分の力で自分の学習を発展させていけるように、学習に必要な環境や条件を整え、援助し、また必要な指導をしていくこと¹⁰⁾」であるとして、博物館における「教育」が意味するものを「展示・教

育普及」に押し留めるのではなく、博物館が社会の中で存在するために果たすべき機能を包括的に論じるものである。そこには、自らの生活をめぐる課題、自らが暮らす地域社会における課題について、自律的に学習・研究活動を行おうとする人々を「市民」、そしてそのような「市民」が潜在的に存在する社会を「市民社会」と捉えた上で、博物館は市民社会との相互関係のもとで活動が展開されるものであるとの主張が通底する。したがって自らの生活に即し生じた課題を解決するための市民の利用を支えることは、現実には地域社会に根差した活動を行うために組織された市町村立博物館が果たしようと説明されてくるのである。

伊藤の地域博物館論に立脚すると、博物館学において描かれてきたような、4つの機能の一つとしての「展示・教育普及」、およびその具現化として展示や講座・ワークショップといった事業の開催のみを「教育」として捉えることが狭小な見解であることに気づくことができる。つまり、地域の社会教育施設である博物館における「教育」とは、人々の社会教育活動の支援といった営みまでを捉えることが可能となってくるのではないだろうか。したがって以下では、博物館の機能を通じながら、市民の調査研究・学習活動の環境醸成や活動の助言・支援を「教育実践」として捉え、検証することにしたい。

2. 社会教育職員論における学芸員論の不在

博物館法に述べられた博物館の機能を遂行することは、「博物館の専門的事項」であり、第5条に示されるように学芸員に求められる。すなわち学芸員は、資料の収集、保管、展示という博物館特有の任務の上で、人々の調査研究・学習活動を支えるといった社会教育職員としての任務が、法的に求められていると言える。このような視角で、地域社会の中での社会教育施設について探究を深めてきた社会教育学研究では、人々の主体的で組織的な学びを支える職員論およびその実践について検討してきている。

社会教育学研究における社会教育職員論とは、主として公民館主事に注目して論じられている。なかでも1960年代に見られた不当配転をめぐって顕在化する社会教育職員の任務上の構造的な問題や、それを打開しようとする職員集団の形成への期待の一方、「派遣社会教育主事制度」の導入（1971）を受け、1970年代には

専門職化・養成・研修の議論が高まった¹¹⁾。その中で碓井正久は公民館主事に課せられた「隠れた仕事」として、大略4つ、①住民との不断の接触により、住民の要求が学習活動に凝集するための動機付け、②住民集団の形成・運営への観察及び必要な助言、③活動内容・方法の相談対応、情報提供、④住民の生活／学習要求を洞察し、その活動推進に必要な講座・集会の編制・実施、を示している¹²⁾。これは後に社会教育施設の国際比較から、わが国の公民館での実践の特徴として注目されていると捉えられる¹³⁾。

碓井の指摘は公民館主事の任務に対するものだが、博物館に照射するならば、「展示・教育普及活動」に見られるような、住民を一方的な教育の対象として位置づけるのではなく、住民が主体的に実施する学習活動を支援するため、課題への気づきや関心を育むための動機付け、同じ関心を持つ人々の組織化や助言・相談、情報提供、と読み替えていくことができよう。しかしながらそのような学芸員論は、地域博物館論において「市民が自分の力で自分の学習を発展させていけるように、学習に必要な環境や条件を整え、援助し、また必要な指導をしていくこと」といった主張の断片に見られるほかは、管見の限りない¹⁴⁾。このことは、社会教育施設としての博物館の学芸員の実践を明らかにする分析視点もまた未開発であることを露呈させている。

3. 「地域博物館」における学芸員の特性

(1) 実証的検討に向けた地域博物館論の操作概念化

伊藤は地域博物館を「博物館の総体を対象化し、しかも相対化した上で、そのあり方を示すひとつの概念¹⁵⁾」と説明している。実際、博物館は設置運営の規模や形態、分野、事業方針などにおいて非常に多様である。したがってすべての市町村立博物館を「地域博物館」として捉え、その特性を見ようとすることは困難であろう。そこで、伊藤の地域博物館論を操作概念化し質問項目を作成の上で、全国の市町村立博物館を対象とした「市町村立博物館と市民とのかわりに関する調査」を実施し分析することで、地域博物館論で唱えられた活動及びその特性を備えている博物館の抽出を試みることにした。

地域博物館論の操作概念化は、その中核を構成する要素と捉えられる「規定性」

と「媒介性」の2つのキーワードに着目し、それぞれに対応する形で2つの軸を設定した¹⁶⁾。

博物館の「規定性」とは、博物館活動が対社会との相互関係を持つ博物館運営に基づいて行われるものとする、そこに生活する人々の課題を含めた立体概念としての「地域」として読み替えることができる。したがって「規定性」から、対象としての「地域」を意識し学芸活動を行っていることを問うためのA軸を設定する。具体的には、従来「博物館の機能」と言われてきた資料の収集・保存、職員による研究、展示のそれぞれの視角から、地域志向性の程度を問うことになる。

次に「媒介性」とは、博物館は市民が地域の資料を「媒介」として地域課題・生活課題に取り組む場とする、ということである。これは、市民の学習・研究活動が地域の資料を媒介として「新たな知」を創造させることとなり、博物館にとっては、そのための環境醸成を論じているものであると捉えられる¹⁷⁾。ここから、市民がこの「知の創造」を行うための博物館側の支援の実態を問うB軸を設定する。B軸に基づいた具体的な質問項目は、資料や施設設備がどのように活用され、博物館が市民にとってどのような機能を果たしているかについて表出させるため、職員による学習相談、施設設備の開放、広報活動などといった点から、市民に対する教育事業や博物館が設備・機能の提供の実態を問うものとなる。このB軸は、博物館が市民の学習・研究活動の支援・助言を実施しているかという実態把握を試みるものであり、本調査の特徴のひとつである¹⁸⁾。

(2) 「地域博物館」の析出

地域博物館論とは、特に地域社会を舞台としながら、市民の日常的な利用を可能にする市町村立博物館の在り方の一形態として論じられたものである。この地域博物館論を具体化する博物館活動を行っているかと捉えられる博物館を質問し調査を通じて全国の市町村立博物館¹⁹⁾から析出する。

A軸、B軸をとるための回答の傾向は次の通りである。従来「博物館の機能」と言われてきた資料の収集・保存、職員による研究、展示のそれぞれの視角から、地域志向性の程度を問うA軸の回答結果は、すべての質問項目について7割の館

が「あてはまる」「まああてはまる」に回答していた（表1）。「公立」としての運営が前提となっていることから、資料の収集・調査研究については、多くの館において地域に目が向けられていることがわかる²⁰⁾。

表1 活動における地域志向性（％）

	あてはまる	まああてはまる	どちらとも いえない	あまり あてはまらない	あてはまらない	無回答
収蔵資料は、当該地域や住民とのかかわりの深いものが大半である	58.0	16.0	8.9	9.4	6.6	1.0
職員は、当該地域の歴史・文化、自然環境と直接結びついた研究を行っている	47.6	24.9	10.4	8.1	7.9	1.0
主に、当該地域の歴史・文化、自然環境との関係が深い資料を展示している	55.5	18.1	9.9	9.2	6.6	0.8

また、市民の学習活動のための環境醸成、市民が「知の創造」を行うための博物館側の支援の実態を明らかにしようとするB軸に関する質問項目については、因子分析を行い4つの因子、すなわち①「市民の研究活動の支援・反映」、②「教育機会の提供」、③「個人学習向けサービス」、④「情報提供」を抽出した（表2）。地域社会で生活する市民が、地域博物館論、すなわち地域課題・生活課題に取り組むことを育み支援していくことの理念に鑑みると、ここで析出された4つの因子のなかでも、特に注目すべきものは、①「市民の研究活動の支援・反映」である。したがって、この因子を規定する5項目の回答に注目することにした。

さらにA軸と、B軸で見られた第1因子に該当する質問項目の回答をそれぞれ点数化し合計点を算出した。点数化を行うにあたっては、5件法による回答について、「あてはまる」の場合は4点、「まああてはまる」は3点、「どちらとも言えない」を2点、「あまりあてはまらない」を1点、「あてはまらない」を0点として得点を付した。A軸については、平均すれば3つの質問がすべて「あてはまる」か「まああてはまる」に該当するよう、9点以上と8点以下で区分した。B軸については、度数分布に見られた2つの山から9点以上と8点以下で区分した。そしてこの2つの軸にそれぞれ見られた得点別グループのクロス集計から、両軸いずれも高得点を示した129館（全体の32.8％）を「地域博物館」として捉えると

もに、それ以外の博物館を「機能的博物館」としてグルーピングすることができた(表3)²¹⁾。

表2 博物館における市民への支援の内容

	第1因子	第2因子	第3因子	第4因子
	市民の研究活動 支援・反映	教育機会の提供	個人学習向け サービス	情報提供
市民の研究成果を発表する機会や場所を設けている	0.732	0.041	0.091	0.131
市民団体が自主的に行う事業に資料や施設などを提供している	0.525	0.166	0.109	0.130
博物館内外で行われた市民の研究成果を常設展にいかしている	0.505	0.259	0.108	0.050
市民に対し、活動室を設置している	0.434	0.188	0.342	-0.015
広報誌や回覧板を通じて、「博物館だより」を出している	0.247	0.160	0.169	0.184
展示公開していない資料であっても、市民の要望に応じて公開する	0.191	0.441	-0.029	-0.072
講演会を年間4回以上開催している	0.059	0.434	0.222	0.414
主催する講座・学習会で、連続して5回以上行われるものがある	0.163	0.360	0.165	0.227
公民館や図書館と連携・共催事業を行っている	0.261	0.350	0.081	0.041
収蔵資料を作成し、一般に公開している	0.017	0.314	0.239	0.024
市民が利用できる図書室がある	0.165	0.046	0.644	0.123
市民が研究に関して相談したりするコーナーがある	0.246	0.345	0.442	0.071
ホームページを作成し、常時更新をしている	0.090	-0.019	0.081	0.529
ポスターなどを公民館や図書館に配布している	0.052	0.030	-0.002	0.439
寄与率(%)	11.1	7.2	6.7	5.7

主因子法/バリマックス回転

表3 A軸とB軸のクロス

		B:教育・サービス		合計
		9点以上	8点以下	
A:資料	9点以上	129 (32.8%)	136 (34.6%)	265 (67.4%)
	8点以下	56 (14.2%)	72 (18.3%)	128 (32.6%)
合計		185 (47.1)	208 (52.9)	393 (100%)

(3) 学芸員の日常的な様子

本調査では、対象となった博物館の概要を知るために開館年やその経緯、職員数などを問うている。博物館の実践において具体的に地域社会や市民との関係を構築したり、そのような博物館の事業及び姿勢は、職員、特に専門的職員として配置される学芸員によって示されると言えよう。したがって、「地域博物館」において学芸員が地域社会や市民に対してどのような姿勢を持って臨んでいるかについて分析を行った。

まず職員数について表4を見ると、「学芸員」として発令されている職員の平均人数を比較すると、大きな差異は見られない。また「学芸員」として発令されていないが、資格を有している職員が配置されていることに見られるように、市町村立博物館のような少人数で運営されている場合、学芸部門と事務・経営部門が明確に独立していないことが考えられる。その様な観点から全職員数に目を向けても、両者の平均人数は大きくは変わらない。したがって「地域博物館」と「機能的博物館」を分化させる活動が学芸員数の量的な充足によって実現しているわけではないことが理解される。

表4 地域博物館の職員数（平均）

	全職員数	学芸員 (発令あり)	有資格者 (発令は問わない)
地域博物館	6.73	2.71	3.44
機能的博物館	6.64	2.35	2.80

そこで次に、学芸員の質的な違いを検証するため、日常的な活動の様子を尋ねた項目について因子分析を行った(表5)。その結果、次の3つの因子、第1因子：「市民との共同調査・研究」、第2因子：「市民団体との交流・支援」、第3因子：「市民とのコミュニケーション」が表出した。ここで寄与率の高い第1因子：「市民との共同調査・研究」、第2因子：「市民団体との交流・支援」に該当する質問について「地域博物館」「機能的博物館」とのクロス集計を行うと、「地域博物館」に高い比率が見られた。第1因子に該当する質問では、「資料調査や採集などを住民と協力して行っている」に「あてはまる」「まああてはまる」に回答したのが45.0%/12.8%（前者が「地域博物館」、後者が「機能的博物館」。以下、同。）で

表5 学芸員の日常的な活動の様子の基軸（因子分析結果／N = 393）

	第1因子	第2因子	第3因子
	住民との 共同調査・研究	市民団体との 交流・支援	市民との コミュニケーション
資料調査や資料採集などを、地域住民と協力して一緒に行っている	0.798	0.183	0.003
資料調査や資料採集などの際に、地域住民から参加を募集することが多い	0.763	0.161	0.047
地域の文化や自然についての研究を、地域住民と一緒にしている	0.553	0.317	0.073
学習グループや市民団体と資料や地域事情に関する情報交換を行っている	0.231	0.816	0.120
学習グループや市民団体と活動の内容に関する情報交換を行っている	0.223	0.808	0.114
他施設の職員との日常的なコミュニケーションや情報交換の機会がある	0.135	0.334	0.196
地域の人々と顔なじみになっている	-0.104	0.088	0.539
展示室やロビーにおいて、市民に声をかけたり、挨拶をしたりする	0.062	0.045	0.505
積極的に館外に出て、地域資料の収集を行っている	0.172	0.219	0.363
寄与率	18.8	18.3	8.3

主因子法／バリマックス回転

ある。同様に「地域の文化や自然に関する研究を住民と一緒にしている」は44.2%/12.1%である。さらに第2因子では、「地域の学習グループや市民団体と地域情報を交換する」ことについて59.7%/22.4%であり、「地域の学習グループや市民団体と活動に関する情報交換を行っている」ことについても、ほぼ同様の傾向が見られる。

これらの結果から「地域博物館」の学芸員の様子としては、当該地域において活動する市民団体と日常的にコミットし、地域情報や団体活動について情報交換を行っている、という特性を捉えることができる。これが地域社会との相互関係をもち、市民が「知の創造」を行うことを支援するといった「地域博物館」の活動を説明する根拠となろう。しかしながら、ここから学芸員の教育実践の実態を見出すことは困難である。

以下では、全国調査から明らかにされた学芸員の日常的な活動が、住民の主体

的な調査研究や学習活動の機会提供、地域団体の活動促進を企図する具体的な局面を検証し、教育実践として顕在化させつつ、それが意味するものを明らかにすることにしたい。この課題に取り組むため、全国調査で「地域博物館」とされた博物館の一つである、君津市久留里城址資料館（以下、「資料館」と称す）に注目する。「資料館」のある君津市は、1960年代より社会教育主事有資格者が専門職として定期的に採用されてきており、それらの職員は公民館主事としても配置され、公民館を中心とした住民の生活課題や地域課題に対して取り組む事業が展開されてきた蓄積を持つ。そして「社会教育施設職員研修会」をはじめとしたフォーマル／インフォーマルな社会教育関連職員としての研修の場や、それらの機会を通じて構築されるネットワーク、各地域の実態・事業に関する情報交換に見られるに見られる歴史的・社会的背景をもつ社会教育実践の基盤がある。

本研究で注目する「資料館」の学芸員 A（以下、A と略す）もまた、そのような研修会や職員集団に支えられながら地域社会での社会教育施設としての博物館における実践を行っており、地域博物館論を具体的に実践しているとして注目することができる。以下では、地域社会の政治的・社会的動態とともに、その中で営まれる A の教育実践について、それと関係を持つ地域住民をも対象として断続的に実施してきたインタビュー調査結果を重ねることで総体的な視角から検証することにしたい²²⁾。

4. 「資料館」の学芸員 A への注目

(1) 君津市久留里地区と「資料館」の概要

君津市は、千葉県中部の東京湾側に位置し、面積319km²、人口89,872人（2010年1月31日現在）である。市域は、製鉄業を主管とし、人口が密集する西部、農業を中心とした中央部、低山地が連なる東・南部からなる。本研究が注目する「資料館」が設置されている久留里地区は、房総半島のほぼ中央部に位置する近世の久留里城を中心とした城下町であり、東京湾に流れ込む小櫃川での舟運により、近代においても地域経済の要所となっていた。1899年の久留里銀行の設立や1912年の久留里線の開通といった歴史的事実とともに、駅前倉庫や蔵造りの店構え、意匠を凝らした洋風建築の要素を持つ民家がそれらを物語っている。

しかし久留里地区を中心とする上総地域の人口は2003年には1万人を切り、高齢化・衰退化が顕著となる。このことは、地域の商業拠点でもある久留里地区にとって、単に「町の賑わいがなくなる」というだけでなく、商店経営による経済活動への危機をも意味する。

君津市は2003年の「君津市総合計画」において久留里地区に対し「街並み景観の形成」を提示した。そして2005年「君津市副次核整備計画²³⁾」（以下、「副次核計画」と略す）を公表し、2007年より実施段階へと移行している。

「資料館」は、上述の地域を見下ろす高台に1979年に開館した登録博物館である。展示スペースを取り上げれば、227m²と非常に小規模であるが、考古・歴史（中・近世）・民俗に関する資料が展示されている。職員体制は館長（非常勤）、副館長（学芸員有資格者）、学芸員（2名、いずれも学芸員有資格者）と事務員1名である。Aは、「資料館」に1999年に赴任し、今年で11年目である。

（2）「まちなみ」関連事業を発端とした久留里地区の動向

本研究において久留里地区の胎動とする「まちなみ」関連事業は2003年からAが主導した、駅前から広がる久留里商店街の既存の建物・まちなみから地域の歴史や文化に注目する、という試みであり、この「副次核計画」作りが行政主導で進む只中に始められたものであった。なかでも「久留里まちなみ写生会」（以下、写生会と略す）が一連の事業の中心となる。この写生会は公民館との共催という形で行われている。ここで描かれた作品は、後に、商店街の空き店舗や「資料館」、図書館などに展示される。この一連の事業を総称して「まちなみ」関連事業とし、2009年まで継続してきている。写生会は、見学をしながら久留里地区の店舗や住居に見られる建築様式の特徴および地域配置が歴史的・社会的背景に規定された地域資料として解説される。この際、見学場所となる建物では商店主や所有者から直接解説があったり、彼らの計らいにより外見だけでなく建物内部への受け入れがなされている。その後、参加者が気に入った景観や特徴的な建物の部分など様々にスケッチを行うといった内容の講座であった。

「資料館」がそれまでに近代以降の久留里地区に目を向けたのは、企画展において「町場」や「JR久留里線」を取り上げた程度である。千葉県から君津市教育委

員会を通じて国の有形文化財への登録（以下、文化財登録、と略す）に関する打診があった際も、「該当なし」と応答してきており、「資料館」として商店街の建物やまちなみに注視してきたとは捉え難い。「まちなみ」関連事業の案は、Aと久留里地区の中心にある公民館主事との「雑談」から生起したものだと言う²⁴⁾。

2003年から2007年までに開催された写生会の参加者の多くは、久留里地区以外からの者である。しかしながら、建物の所有者は見学を受け入れ、商店街に買い物に来る住民は実施されている写生会の様子を垣間見ており、知人に参加を勧めたり、スケッチをする参加者に椅子を貸すなどの配慮が報告されている²⁵⁾。建物の所有者の一人は「(町の中で)用事をすることがあると、『ああ、どことどこが写生の焦点になるな』なんて浮かぶようになりましたね。・・・前は、『あ、蔵造り？古いんだ・・・』っていうぐらいでね。改めて、ってなりましたね。²⁶⁾」と語っている。

(3) 「まちなみ」関連事業をめぐるAの省察

学芸員Aによって始められた「まちなみ」関連事業の成果は、住民に「町の見方が変わった」という情緒的な変化をもたらしただけでなく、住民による地域資料の活用を通じた自主的な地域活性化活動へと進展している。Aは「まちなみ」関連事業を始めた2003年以降の実践の成果として、次の4点について振り返っている²⁷⁾。

- ① 団体や個人からの照会が増えた - 「地名の照会」「商店に伝わる帳簿を見てほしい」など
- ② 情報提供が増えた - 「城跡に昔の瓦が落ちている」「未調査の近代建築がある」「昔の信仰について知っている人を紹介する」
- ③ 目的意識を持つ相談（地域活性化など）が来るようになった - 「昔の商号を活用したい」「古写真を団体の広報紙で紹介したい」「地域の先達の足跡を訪ねたい」
- ④ 館蔵資料が活用されるようになった - 「古写真」「久留里線資料の展示をさせてほしい」

Aの省察に則せば、「資料館」に対し住民からの情報提供といった協力が得られ、

かつ住民からも要求・期待が寄せられるようになった、という。このことは地域社会と博物館との間に相互理解²⁸⁾と関係構築がなされたこと、それにより博物館と住民とがパートナーシップのもとに相互の研究・学習活動を展開させてきていることとして観取することができよう。ここからさらに、社会教育職員としてのAの実践成果を見出すとするならば、このような声を「資料館」に届けることで、地域資料の調査研究に参加・協力したり、地域資料の活用による学習活動を展開していこうとしている学習主体・活動主体としての住民の姿である。では、住民がそのような姿勢を持つに至った過程には何があったのであろうか。

Aの省察や実践成果に見られるような関係は、特に若手住民による「NPO法人久留里フィールドミュージアム」(以下、NPOと略す)との間で創生されてきた。学芸員AはNPOの活動展開に対し、次のように述べている。

「陰で支えている、という気持ちはあります。必要な情報は提供してきていますし、・・・『火をつけた』、あと『風を送った』というような気持ちでやっています。」(2009年8月25日²⁹⁾)

そこにはAによる教育実践が見られる。それは住民が主体となりながらの地域資料の活用、ひいてはそれらの活動を通じた地域運営へと導いてきたことである。

5. 地域資料の活用を支援する教育実践

(1) 資料の活用のための展示の方法論の指導・助言

NPOは、空き店舗であった【川俣屋】³⁰⁾での写真展や【河内屋】³¹⁾のギャラリーへの改装を実施してきており、地域資料や作家が持ち寄る美術作品の展示事業を活動の一形態としてきている。

2007年末、Aが担当した企画展「にぎわう町なみ・久留里」が開催された。翌2008年3月にAがNPOメンバーHの所有する【川俣屋】の調査に入った時、調査に同席したメンバーから「ここで『展示』をしたい」という話が持ち上がり、翌月より、NPOと「資料館」の共催で、前年の企画展で使用された写真パネルを展示する「にぎわう久留里のまちなみ写真展」(以下、共催展と略す)が開催された。Aは、この共催展において展示事業に際する展示、導入の挨拶文(パネル)やポスターの製作、宣伝などをできるだけNPOと一緒に実施したと言う。この共催展

の実施について、次のように振り返っている。

「ある程度、というか、多少なんですけど、やり方を覚えようとしてくれている、というか。そういうことを感じました。たとえば、展示の方法、展示に使う材料とか。・・・(私-Aは) 実はその辺は意識をされていて。(NPOは) 多分これからやっていくことになるだろうから、とも思っていたので、展示方法もそうですし、使わせてもらっていた写真の(持主の)方に連絡をしなきゃいけないとか、その辺を分担してやりたいな、という気持ちを持っています、分担してやったんです。」(2008年7月26日)

NPOは、のち7月に写真展を独自に開催した。この共催展をAは次のように見ている。

「ちょっと、あ、これはやった!と思ったのが、あそこ(写真展)で使っていた額やホワイトボードや何かっていうのは、NPOが買ったものなんです。・・・(共催展のチラシを指しながら) このときのものは、ぜんぶこちら(「資料館」)から持っていったものなんです。その使い方などをよく、自分たちで見てくださっていて、ほぼ、同じような部屋作りをしてあったり買ってあったので。ちょうど目の高さで展示をしてあったりして。その辺を前の展示(共催展)で知ってもらえたかな、という気はしました。」(2008年7月26日)

さらにNPOは、2008年11月に【河内屋】を展示スペース(ギャラリー)へと改装した。そして2009年3月の3日間、君津市や「資料館」からJR久留里線に関する資料の貸出しを受け「久留里線博物館」を開催している。NPO代表は、この3つの展示事業の実施過程でのAの関わり方について次のように述べている³²⁾。

「こうしてください、というのは少ない。ただ、ものを貸してくれた人への配慮とか、そういうことはかなり言われますね。連絡しておいてください、とか。【川俣屋】でやった時(共催展)は一緒にやった、と言うか、ほとんど自分でやってくれていたんだけど、【河内屋】さんの方(「久留里線博物館」)は、資料を借りた程度。」(2008年7月26日)

これらの証言から理解されることは、Aは、NPOの活動促進の一助として、学芸員が専門性を有するとされる展示事業の運営の知識・方法論について、指導・

助言を行っていることである。すなわち、地域資料を「展示」という形で活用し、住民と共有することをまちづくりのステップとするNPOに対し、博物館が持つ資料だけでなく、専門的知識・技術および備品の提供および助言・指導を行うことでの活動支援をAの教育実践として捉えることができる。

(2) 住民を主体とした地域資料の保存・活用

NPOは、「副次核計画」に対する情報・議論の不足及び計画内容に疑義を呈し、「自分たちができることは何か」を模索することを結成の契機とする若手住民の団体である。NPOの当初の名称が「久留里デザイン研究会」であることが象徴するように、初期の活動は「とにかく、地域のことをよく知って、どの資源が使えるのかを考えてみる」というものであり、ワークショップでの議論を通じて活動内容が計画されていった。このワークショップは4回にわたって実施されたが、そこでの1回は「建物」を題材に取り上げている。このテーマが組み込まれた背景の一端には、2006年の「写生会」にNPO代表が参加したことがある。

このNPOが中心となり「副次核計画」の変更を迫った一つのメルクマールとなるものに、駅前の【大谷石の倉庫】がある。これは、「副次核計画」において取り壊しが予定されていたが、結論としては修繕の上保存され³³⁾、2009年4月に「君津市観光交流センター」として活用が始められている。【大谷石の倉庫】の修繕・保存が決定した際のNPOの様子について、Aは「建物は今、やっとな若い人たち(NPO - 筆者)や町の中で見直されているな、と感じているんですが、建物を自分たちが見直してきた、という意識がNPOの中に芽生えてきたと思えて、いいことだと思うんです。」(2008年3月27日)と語り、自身の「まちなみ」関連事業をきっかけとし、久留里地区の建物やまちなみが住民の学習課題として引き取られ、住民によって主体的に取り組みされてきたことを振り返っている。

さらにNPOが「自分たちの活動により、地域資料としての建物を見直してきた」と自覚し、保存・活用への具体的な行動を結実させたものとして、2009年6月の【河内屋】の文化財登録がある。登録を積極的に推し進めてきたのはNPOであり、Aではない。Aは建物に地域資料としての価値を見出し、写生会や調査・研究を通じて住民に保存や活用を促してはきた。しかし、その建物を保存・活用のひと

つ的手段としての文化財登録について、それを期待する意向はあるが、強く主張することには躊躇し、積極的に動いている様子ではなかった。それは、「町の人の負担がどうなのか、ということが図りきれず、「資料館」や教育委員会主導では進められないんです。」(2008年7月26日)との証言に見られるように、Aの、維持費や生活環境を考慮した上での所有者への配慮によるものである。その上でAは「NPOの人みたいに、住民の人から(登録を)しよう、という声が上がってくれば進むと思うし、教育委員会が嫌がっていても、例えば私などが、書類作のをお手伝いして出せばいいように、ということも考えているんです。」と言及していた。

【河内屋】の文化財登録は、2007年9月以降にNPOが企画し、建築士Wを招いて実施した実測調査や再活用計画作りが基礎となり、【河内屋】所有者との協議の上で推進された。この経緯は【河内屋】所有者が「『こんな店が文化財?』」の思いもありましたが、NPOの皆さんとの出会いがきっかけで、ここを見直してもらい、今は『きれいになくちゃ。』と感じています」といったコメントを出していることから見ることもできる³⁴⁾。

しかしながら、Aが登録に関与していないことはない。NPOをはじめとする住民に建物に対する歴史的・文化的観点での調査研究の過程・成果を提示することで、その重要性を日常的に伝えたり、文化財登録についての説明を行ってきた³⁵⁾。さらに、NPOに、建築の専門家として古民家の再生・活用などに精通した建築士Wを紹介したのもAである。この一連の動向について、Aは次のように述べている。

「実は、うれしいことでもあるんですけど、私あんまり関わってないんです。・・・こちらで持っている資料、そういうのをどんどん提供はしました。ただ、あくまで補助的なお手伝い、まあお手伝いといっても、足りないものを提供する、という関わりの仕方ですね。・・・【河内屋】の登録も、自分の手を離れて、地域の方々の間で行われた、もちろんその地域の方々が頑張ったのですが、そこにその、働きかけをしたことで、地域で行われた、ということがうれしかったですね。」(2009年8月25日)

AがNPOや住民に対して実施したことは、自らが「資料館」の立場から文化財

登録を推し進めるのではなく、その保存・活用にあたり住民が主体となって意思決定を行い具体化に結び付けていくことであった。それは住民を地域資料の保存・活用、ひいては文化継承・創造のための活動の主体に位置づけたことにより具体化された教育実践である。

(3) 地域の担い手としての住民の主体形成

展示事業や文化財登録の過程と、その後の運用を通じて地域資料の保存・活用を担ってきたNPOの活動の背景に見られるAの教育実践を端的に顕在化させるならば、それは博物館の機能であり学芸員が持つべき専門性として論じられてきた知識・技術を住民に提供し、活動展開の一助とすることであった。そして、その際のAの姿勢として、AおよびNPO代表の両者の言葉から読み取れることは、例えば展示事業の方法論をNPOに教示するといったことではなく、意図的に「手取り足とり」「見せながら」「一緒にやりながら」行うことからはじめ、後にはその様子を見守り、自主性を尊重しながら要求に応える³⁶⁾など、発展段階に即した教育実践を行っているということである。

NPOは活動の展開過程において、Aが見出してきた建物・まちなみの地域資料としての価値を自覚化し、さらにそれへの関心を強めつつ、ワークショップの開催やイベントでの集客実験、補助金の獲得などを行いながら「文化の香りあるまちづくり」を目指すことを明確化してきた。近年では人口減少、産業振興、地域文化を生かした景観づくり、といった地域課題に向かい、世代を超えた住民同士の合意形成への取り組みや市行政との直接対話といった住民自治を実現させるための具体的な行動を起こしてきている³⁷⁾。

一連の活動を振り返り、NPO代表は事業を企画する過程でのAの関与の仕方について次のように述べている。

「自分たちがAさんと話をしていて、こんなことやりたいな、と言う。大して形になっていないことなんだけど、Aさんが、『それだったらどここの誰誰さんがやっている』とか、『どここの誰誰さんが資料館でやったことがありますよ』と、(当時の資料などを)見せてもらったり。」(2009年8月24日)

さらに、そういった支援は人的資源に関する情報提供にも及ぶ。NPO 代表は「W さん（建築士）とか、専門的な知識を持った人を紹介してくれたり。（A さん自身にも）【河内屋】も一緒にやってもらったわけだし。その辺がなかったら自分たちは（市行政に対する）威力団体になってしまっていたと思いますよ。」と言及している。A 自身もまた、このような事業の企画・運営上の助言や情報提供は博物館がその機能を通じて提供すべき支援であるとして、意識して実施している。

A は NPO の活動の趣旨や内容を理解し、その展開に応じた人材の情報提供やキーパーソンとなる人への接触を提案してきた。これらの一連の A の教育実践は、住民が久留里地区の地域資料について「新たな知」への探究を企図するだけでなく、保存や展示による活用事業の企画・運営の過程において培われる、地域社会の担い手、すなわち地域文化の創造、ポリシーメーカーの主体としての力量の形成過程として措定することができるのである。

おわりに

本研究は、従来唱えられてきた博物館の 4 つの機能を通じながら、人々の調査研究・学習活動の環境醸成や活動展開の助言・指導について実証的検討を行い、教育実践として顕在化させることを目的としてきた。伊藤の地域博物館論を手がかりとしながら、その論を具体化する活動を実施していると捉えられる「地域博物館」を抽出し、その学芸員の日常的な活動の特徴を分析すると、地域社会で活動する市民団体と日常的に関与し、地域の情報交換や活動支援などを通じ、博物館活動のパートナーを形成してきていることが理解された。さらに「地域博物館」の一つである「資料館」における A の実践を A および住民の双方から検証すると、住民を資料の保存・活用の主体に位置づけながら、地域づくりを支援・促進する教育実践が見られた。それは従来唱えられてきた博物館の機能・学芸員の専門性を保持した上で、住民の諸活動やその成果、およびその活動の過程において認められる変容を見つめ寄り添いながら、地域自治や文化創造の主体としての住民の力量形成を企図するものであった。

このような教育実践を志向する学芸員論とは社会教育職員論として包摂されるものである。したがって今日再編されつつある学芸員養成での「博物館教育論」

や「生涯学習概論」、ひいては博物館における「教育」について議論の深化を図るにあたっては、本研究で試みてきたような、住民の主体的な学習・研究活動、文化活動を支援・醸成していく社会教育実践として分析する視点が必要であると考ええる。それは、従来博物館学で体系づけられてきた4つの機能の一つとしての「展示・教育普及活動」からは捉えられないものであり、博物館の「教育」の拡張とともに明確化することになろう。そしてこの視点は、市町村立博物館に代表される小規模博物館を中心として論じられるものであるが、そのみならず、博物館全体の「教育」機能を捉え直していく契機ともなりうるものである。

なお本研究で注目された、住民を主体に位置付けた、学習活動や地域資料の保存・活用を促していく教育実践を行う学芸員の個人的経験や社会的背景といった実践基盤を解明することは今後の課題とすることにした。

【付記】本研究の3. は、筆者の博士論文（「現代日本における地域博物館の理論と展開－柵橋源太郎の博物館構想の解明を手がかりとして－」、2009年）の第5、6章の執筆にあたり用いた悉皆調査と、その分析結果を援用し加筆・修正を行ったものである。

注

- 1) この動向に先立つものとして、日本博物館協会による博物館の望ましいあり方の指針となる調査報告書『「対話と連携」の博物館』（2000.12）や「博物館評価ベンチマーク」がある。
- 2) 菅井薫「博物館における「市民調査」論の諸相と新たな射程」（『博物館学雑誌』第34巻第1号、全日本博物館学会、2008、pp.1-22）の市民調査をめぐる論点の整理と展望は学芸員の職務と市民参加のアンビバレントな関係性に対する議論を検証しており、示唆に富むものである。
- 3) 伊藤寿朗「地域博物館論」長浜功編著『現代社会教育の課題と展望』明石書店、1986、pp.260-296。
- 4) 金山喜昭『日本の博物館史』慶友社、2001。金山喜昭『博物館学入門－地域博物館学の提唱－』慶友社、2003ほか。
- 5) 金山喜昭「まちづくりと市民のキャリアデザイン（1）～NPO 法人野田文化広場メンバーの場合～」『法政大学キャリアデザイン学部紀要』3、2006、pp.237-256。金山喜

- 昭「まちづくりと市民のキャリアデザイン（２）－NPO 法人野田文化広場が野田市郷土博物館を運営する基本的な考え方－」『法政大学キャリアデザイン学部紀要』４、2007、pp.191-212ほか。
- 6) 鶴田総一郎「博物館学総論」日本博物館協会『博物館学入門』理想社、1956。
 - 7) 鶴田は、展示に重点が置かれなければならないことは言うまでもないが、それは教育普及を達成するための方法の一つに過ぎない、として「教育普及」に「展示」を言い含めて論じている。
 - 8) 鶴田の論の中で、「調査研究」については「博物館資料と人との結び付きに関する研究」、特に、ものを使って人に興味・関心を引き起こさせるための積極的な働きかけの形式・方法といった、学習の動機付けや認知に関する心理学、および教材論などへの広がりを示唆していると捉えられる。この背景には、鶴田が、博物館学は「心理学を片翼とした教育学の特殊な一分野と考えていることに結びつく。
 - 9) 伊藤、前掲3)、pp.287-292。
 - 10) 同上、p.291。
 - 11) 1970年代には職員論について、小林文人編『社会教育職員論』（日本の社会教育第18集）、東洋館出版社、1974、および横山宏編『社会教育職員の養成と研修』（日本の社会教育第23集）、東洋館出版社、1979が刊行されている。
 - 12) 碓井正久「社会教育職員の専門性」横山宏編『社会教育職員の養成と研修』東洋館出版社、1979、pp.48-49。
 - 13) 社会教育施設についての諸外国の比較考察から、わが国の公民館において実施され、歴史的に蓄積・実践されてきた〈御用聞き型〉が注目されると言及しているが、この「隠れた仕事」がそれに当てはまるのではないだろうか。碓井正久「根の文化としての公民館の国際比較」小林文人・佐藤一子編『世界の社会教育施設と公民館』エイデル研究所、2001、pp.230-236。
 - 14) 博物館の現場からの声としては、特に市町村立博物館の学芸員から挙げられてきている。たとえば渡邊三四一「『博物館の解放』と民俗学－市民との共同調査を例に－」日本民俗学会編『民俗世界と博物館』雄山閣出版、1998、pp.96-105など。
 - 15) 伊藤、前掲3)、p.261。
 - 16) 伊藤の思想的背景には、ヘーゲル哲学があると考えられる。ここでの「規定性」「媒介性」の意味解釈については、『哲学事典』（平凡社、1971）を参照した。
 - 17) すなわち、「地域」に基づいて資料について探究することでの「媒介された知」を創造すること、と解釈することができる。
 - 18) これらの質問項目はこれまでに訪問やインタビュー調査を通じて目に留めてきた博物館の実践、および活動報告や事例研究をもとに構成した。特にB軸上での位置を測る「博物館における市民への支援」に関する項目については、地域課題や生活課題の解決

に向けて市民の学習活動を促進することが目指されてきた公民館論や公民館主事による実践の蓄積も考慮し設定した。

- 19) 調査対象となる博物館は、登録博物館および博物館相当施設とした。それは、①改正時において論点の一つとなったとはいえ、博物館法およびその施行規則によって定められた基準を満たしていることで、施設設備、事業、職員と言った点から、一定程度の水準がクリアされていると言える、②都道府県教育委員会に申請されていることで、母集団を明確にすることができる、ことを論拠とする。
- 20) 「博物館活動における地域志向性」を問うこの質問について、3問すべてに「あてはまらない」「あまりあてはまらない」と回答した館は44館（11.2%）であった。この結果から、事業の実施主体となっている博物館側の認識が「市町村立博物館であるから、必ず地域を意識しているはずである」といった研究上の前提は成り立たないということが明らかとなっている。ちなみに44館の館種の構成を見ると、47.7%にあたる21館が美術系、34.1%が科学系である。
- 21) 「機能的博物館」に分類されるものには、教育普及事業に傾注するもの、収蔵庫的な機能を強く持つもの、観光の目玉となるよう展示に工夫がされているもの、という具合に、その中でも類型化が図られることが予測される。しかし本研究では、「展示・教育普及」では含意しきれない、博物館の機能を通じての市民の学習・研究活動の支援といった点を浮かび上がらせることを目的とすることから、この2分類によって分析を進めることにした。
- 22) このような研究視角は、拙稿「地域社会教育施設としての公民館実践分析の新たな視角－公立図書館をめぐる調査研究の動向から－」（『日本公民館学会年報』第5号、2008、pp.16-26）にもとづく。なお、事例に対し筆者は、2006年2月より定期的に現地を訪ね、Aや住民、地域活性化を目指す若手住民によるNPO、公民館職員などへのインタビュー調査および各種事業での参与観察を実施してきた。なお以下では、地域資料としての価値が見出されてきた建物の名称（旧店名・通称）を【 】で表記する。
- 23) 具体的には、久留里駅舎の全面改築、駅前にある【大谷石の倉庫】の取り壊しと駐車場化、「城下町風」のまちなみづくり、といったものが目指されていた。
- 24) 2006年2月6日のAおよび当時の公民館主事のインタビューによる。
- 25) 2005年度実施事業の内部報告およびAのメモより。
- 26) 2008年3月25日のインタビューによる。同日に実施した久留里商店街でのインタビューでは、他にも「Aさんが熱心に調べてくれて、普段使っていた鍵の作りが特殊なものであることがわかってきたり・・・（建物が）生き返ってきているようだ」「建物に関心を持つようになった」「自分の店舗を描いてもらって嬉しい」といった声が聞かれた。また、事業時以外にも、観光客などが建物の外観を撮影したり、商品を買わずにも立ち寄りたりすることが増えた、という。商店街にとっては直接の収益につながらな

- い客でもあるが、「お店は人の出入りが大切。久留里城ができたころよりも今の方が、駅から歩いて来る『人の動き』がある。」「迷惑ではなく、かえって嬉しい。」と、事業から派生した人の動きもまた、好意的に受け入れられてきている。ただし、Aに随伴されて実施したものであることのバイアスを考慮する必要がある。
- 27) 「平成21年度君津市社会教育関係職員基礎研修会」(2009.7.10)において、Aが実践報告を行った際の発表資料およびメモに基づく。なお、ここで示された住民からの相談や貸借は、その件数など数値化・記録がなされているわけではない。
- 28) Aからは頻繁に「博物館がどんな活動をしているのか、ということをしつづつ住民にわかってもらえるようになった」といった証言が出ている。このAが感じる住民からの手ごたえは、地域社会との関係が構築される際に重要なポイントであると考ええる。
- 29) インタビューを実施した月日。以下、同。
- 30) 2007年末に売却に出されており、Aや住民によって買取・取り壊しが覚悟されていたが、NPOメンバーHが購入した。(2008.3.25、NPO代表、事務局長、Hに実施したインタビューによる。)現在はNPO活動の拠点となっているほか、Hの家族によって野菜の直売が行われたり、休憩所、各種イベント会場として利用されている。
- 31) 江戸時代は鉄砲鍛冶屋を営み、明治以降は金物・ガラス・漁具をはじめ、久留里鎌や上総掘り用の部品を扱っていた。2003年に閉店。
- 32) 2008年7月26日のAとNPOへのインタビューは、時間を分けて別々に行っている。
- 33) 君津市議会議事録によると、2005年6月定例会において一人の市議会議員が【久留里駅駅舎】や【大谷石の倉庫】の取り壊しに対して反対の発言をし、専門家や住民の声に耳を傾ける必要を説いている。この市議会議員もまた、この年の9月に実施された「まちなみ写生会」に参加しており、12月の定例会においてはその事業評価も含め、久留里地区の動向に触れながら、「副次核計画」の見直しに言及している。
- 34) 「河内屋が登録文化財になります」と題された、【河内屋】の登録を「久留里市場」町内会構成員等に知らせるための通知より。
- 35) 【河内屋】の登録が内定した際に、地域の反響を懸念した所有者が最初に相談した相手もまたAであった。Aは、NPO代表、建築士W、所有者との議論の中で、紙面による通知が効果的であることを勧め、註34)の通知の作成に至ったことを証言している。
- 36) Aの教育実践には、「要求に応えない」というものもあったと筆者は見ていることを特記しておきたい。それは、AがNPOの自立促進とはならないと判断したことを一つの要因とするものであった。
- 37) 【大谷石の倉庫】の利用方法の提案(2008.10.20)や「副次核計画」の実施に関する市長宛ての「公開質問状」の送付(2008.11.19)、市政当局者との直接対話の機会の獲得、さらには移住促進のための活動アピールと県内の関係民間団体とのネットワーク化、現代アートの作家を呼び込み、久留里地区の店舗や寺社、景観などの調和や「素

材」とした作品の制作・鑑賞・交流を楽しむ「久留里現代アート展」の企画・運営など、具体的な行動を見ることができる。

Reconsideration of Educational Practice on Japanese Curator: Based on the Theory of Community Museum

Miwa OJIMA

The purpose of this paper is to reconsider educational practice of curator at museum which functions as community learning center. The theory of community museum by Toshiro ITO is the key; I look at educational practice on curator in a new light through analyzing the data of question sheets and fact-finding on the spot.

Analyzing the sheets answered by the curator at each of museums managed on the autonomic government in Japan, about 30% of the museums support and facilitate for citizen's study. I regard them as community museum.

Focus on a curator who works at a community museum, she made connections with residence and supported their activities such as exhibitions and conservations of the valuable objects for the community. Her works is conceived as educational practice for empowerment on citizen; an independently role of making culture and policy as a community member.

Many views in museology, the idea of education indents to take place entertainments such as exhibition, lecture and workshop. Through this paper, we need to extend the meaning to contribute facilities, information and advice to develop the citizen's study themselves.